R８年８月

福岡市住居確保給付金のご案内

１　住居確保給付金とは

離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方等に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住居の確保と就職に向けた支援を行います。

２　対象者（概要）

次の全てに該当する方（よくある質問や支給対象にならない場合を市ホームページに掲載しています）

○住居を失うおそれがある、または住居を失った。

○**離職、廃業**の日から２年以内（例外規定あり）、又は自分の責任や都合ではない理由で**休業などになって収入が減少し、離職・廃業と同程度**の状況にある。

○離職等の前に、世帯の生計を主に維持していた。

○申請者の世帯の収入の合計が、**収入基準額以下**である（**※①**）。

○申請者の世帯の**金融資産**（預貯金、現金、債券、株式、投資信託）の合計が、**一定額以下**である（**※②**）。

○申請時に**ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口のどちらかで求職申込をし、求職活動を行う、**又は
経営相談窓口へ経営相談の申し込みをし、自立に向けた活動を行う。（自営業者のみ）

※求職活動要件については**裏面５　支給期間中の求職活動**　を参照してください

○住宅の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び世帯員が受けていない。

○申請者及びその世帯員が暴力団員でない。

※①収入基準額＝基準額＋家賃額（上限あり）

（例）１人世帯で、家賃額が５．０万円の場合　９．２万円＋３．６万円＝１２．８万円

世帯員数	収入基準額	（参考）上限額
１人	基準額　９．２万円　＋　家賃額（上限３．６万円）以下	１２．８万円
２人	〃　１３．９万円　＋　〃　（上限４．３万円）以下	１８．２万円
３人	〃　１７．２万円　＋　〃　（上限４．７万円）以下	２１．９万円
４人	〃　２１．４万円　＋　〃　（上限４．７万円）以下	２６．１万円
５人	〃　２５．５万円　＋　〃　（上限４．７万円）以下	３０．２万円
６人	〃　２９．７万円　＋　〃　（上限５．０万円）以下	３４．７万円
７人	〃　３３．４万円　＋　〃　（上限５．６万円）以下	３９．０万円
８人	〃　３７．０万円　＋　〃　（上限５．６万円）以下	４２．６万円
９人	〃　４０．７万円　＋　〃　（上限５．６万円）以下	４６．３万円
10 人	〃　４４．３万円　＋　〃　（上限５．６万円）以下	４９．９万円

※②金融資産の額＝預貯金、現金、債券、株式、投資信託の合計

世帯員数	預貯金及び現金の合計
１人	５５．２万円以下
２人	８３．４万円以下
３人以上	１００．０万円以下

３　支給方法・支給額

① 支給方法
福岡市から賃貸住宅の**貸主等に直接振り込み**ます。

② 支給額　家賃相当額（下表の額が上限）

世帯員数	上限額
１人	３．６万円
２人	４．３万円
３人～５人	４．７万円
６人	５．０万円
７人以上	５．６万円

給与収入（総支給額－交通費支給額）、事業収入（経費を差し引いた後の額）や、年金・手当・仕送り等の収入を合計

世帯の収入が「基準額」を超える場合の支給額は、左の表の**上限額を最大**として、
基準額＋実際の家賃額－収入の額で計算
(例) 1 人世帯で家賃額 5.0 万円、収入 11.0 万円
支給額 ＝9.2 万円＋5.0 万円－11.0 万円
＝3.2 万円

ただし、世帯の収入が、「２　対象者（概要）※① 表」の「基準額」（１人世帯の例で９．２万円）を超えるときは、支給額が調整される場合があります。

４　支給期間

原則３か月（最大９か月まで受給できます。）

５　支給期間中の求職活動

支給期間中は、下記①～③の求職活動を行うことが必要です。

【離職・廃業、被雇用者】

※配達パートナー等の実質労働者を含む

①毎月２回以上、ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口のどちらかで職業相談を受けること

②毎月４回以上、福岡市生活自立支援センターでの就労に関する面談等を受けること

③原則週１回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

【自営業者】

①毎月１回以上、経営相談先での経営相談を受けること

②毎月４回以上、福岡市生活自立支援センターでの就労に関する面談等を受けること

③毎月１回以上、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取り組みを行うこと

※②について、毎月最低１回は対面で行う必要があります。
※自営業者についても、受給を開始してから６か月目以降は離職者等と同様の求職活動が必要です。
※求職活動を行わない場合は、途中で支給が中止となることがあります。

６　相談・申請先

○福岡市生活自立支援センター
〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィス棟７階
電話：0120-17-3456（フリーダイヤル）、092-732-1188
FAX ：092-732-1190
開館時間は９：００～１７：００（土・日・祝日、年末年始休館）
※各区役所内には福岡市生活自立支援センター分室を設置しております。

福岡市ホームページ